

保健所における小児の事故防止事業に関する実態調査

主任研究者	田中 哲郎	国立公衆衛生院母子保健学部長
研究協力者	若尾 勇	川崎市川崎保健所健康課
	内山 有子	国立公衆衛生院母子保健学部
	岡 智康	国立公衆衛生院母子保健学部

研究要旨：小児事故防止教育及び啓発活動の全国展開を考える上で、各地域における活動拠点として保健所の可能性について検討した。主な調査内容は、全国の保健所における①小児事故防止事業の現状、②今後の小児事故防止事業の展望、③小児事故防止事業を実施する為の必要条件、の3点である。調査は、全国の支所を除く660ヶ所の保健所に調査用紙を配布して実施し、全部で496ヶ所（都道府県部422ヶ所、政令指定都市部74ヶ所）から回答を得ることができた。調査の結果、①小児事故防止事業は、都道府県部で4割弱、政令指定都市部では8割を越える保健所で、主に乳幼児検診時での指導という形で実施されていた。事業の主な対象は母親で、指導者の9割以上が保健婦であった。②今後の展望に関しては、新たに小児事故防止事業を計画している保健所は少数であったが、全体で約6割の保健所が事業の必要性については認めていた。③小児事故防止事業実施の必要条件として、指導マニュアルや職員の研修を挙げる保健所が多く、「小児事故防止センター」等の支援機関の必要性に関しても、全体の7割以上の保健所が事故情報の提供、指導者の派遣、指導媒体の提供等を期待していた。

A. 研究目的

これまで十数年にわたり、「乳幼児死亡の防止に関する研究」をはじめ、小児事故に関する疫学的研究に携わってきたが、その結果、わが国の小児事故による死亡率は先進諸国の中でも高率の部類に属し、とくに、浴室での溺水事故、自動車事故、異物の誤飲事故、窒息事故等が多いことが明らかとなった。

0-4歳児を例にとると、仮にわが国の小児事故による死亡率を、事故防止対策の進んだ欧米先進諸国並に引き下げることができれば、統計上、なお年間で約500名の乳幼児を救命することが可能である。また、年間約1,400億円に達する乳幼児の事故による医療費を、事故防止教育や啓発活動の普及によって減少させることも期待できる。しかも、こうした啓発活動の及ぼす効果は、単に0-4歳児の範囲に止まるものでないと考えられるのである。

本研究では、以上の背景を踏まえ、今後、小児事故防止の教育及び啓発活動を全国展開していく上で、全国を網羅している保健所組織に着目し、その各地域における活動拠点としての可能性について検討した。主な調査内容は、①全国の保健所における小児事故防止事業の現状について、②同

じく今後の小児事故防止事業の展望について、③小児事故防止事業を保健所で実施する際の必要条件について、の3点である。

B. 研究方法

調査は、全国保健所長会の許可を得て、全国の支所を除く660ヶ所（都道府県部531ヶ所、政令指定都市部129ヶ所）の保健所に、調査用紙を配布して実施した。期間は平成10年11月末～平成11年1月にかけての約2か月間で、全部で496ヶ所（回収率75.2%）の保健所から回答を得ることができた。内訳は、都道府県部の保健所が422ヶ所（85.1%）、政令指定都市部の保健所が74ヶ所（14.9%）であった。

なお、1994年に保健所法が地域保健法と改正され、都道府県と市町村の役割分担が見直されて以来、とくに1997年4月以降は、基本的な母子保健サービスが市町村から提供されるようになった。したがって、都道府県部の保健所と政令指定都市部の保健所とは、対人サービスに関する事業のあり方に差異があると考えられる。こうした点を考慮して、本調査報告では両者を対比しながら検討を行った。

C. 研究結果

本稿では、調査用紙の項目のうち、「各保健所の所在」および「小児事故防止に関する自由記述」を除いた 11 の質問項目について調査結果を報告する。それらを先に述べた 3 つの研究目的にしたがって分類すると以下のようなになる（ただし、本稿における質問項目の通し番号と、実際の調査用紙上のそれとは、編集の都合上、標記の形態が異なっている）。

①小児事故防止事業の現状に関する項目；1）事業の実施状況、2）事業の実施項目、3）事業の実施対象、4）事業の媒体、5）事業の指導者。

②今後の小児事故防止事業の展望について；6）今後の実施予定（Ⅰ）と（Ⅱ）、7）事業の必要性について、9）保護者の要望。

③保健所で実施する際の必要条件について；8）事業実施の条件、10）事業支援の展望、11）事業支援の内容。

1) 事業の実施状況

今回、調査用紙を回収できた全国 496 ケ所の保健所のうち、現在実施中の小児事故防止事業の有無を問う質問項目に対して、「ある」と回答した保健所が 218 ケ所（44.0 %）、「ない」と回答した保健所が 278 ケ所（56.0 %）で、現在実施中の小児事故防止事業が「ない」という保健所の割合が 1 割程度上回っていた。（表 1）

その内訳についてみると、まず、都道府県部の保健所 422 ケ所のうち、「ある」と回答したのが 158 ケ所（37.4 %）であるのに対し、「ない」と回答したのは 264 ケ所（62.6 %）で、何も実施していないという保健所が 6 割を越えた。

一方、政令指定都市部の保健所では、現在実施中の小児事故防止事業が「ある」と回答したものが 60 ケ所（81.1 %）に対し、「ない」と回答したものが 14 ケ所（18.9 %）で、すでに事業を実施している保健所が約 8 割に達した。

以上、小児事故防止事業の実施状況に関しては、都道府県部の保健所が 4 割弱であるのに対し、政令指定都市部では 8 割を越える保健所で実施されていた。

2) 事業の実施項目

次に、現在既に何らかの小児事故防止事業を実施していると回答した保健所 218 ケ所（都道府県部 158 ケ所、政令指定都市部 60 ケ所）に対し、該当する事業の項目について質問した。（表 2）

全体の主な結果を挙げると、複数回答で最も多

かったのが「パネルやポスターの展示、パンフレットの配布」で 128 件（58.7 %）、次に「乳幼児健診時での集団指導」で 87 件（39.9 %）、続いて「乳幼児検診時での個別指導」の 70 件（32.1 %）という順序となった（以下表 2 参照）。

内訳についてみると、まず、都道府県部 158 ケ所の保健所では、「パネルやポスターの展示、パンフレットの配布」が最大で 90 件（57.0 %）、次に「乳幼児健診での個別指導」の 49 件（31.0 %）、続いて「乳幼児健診での集団指導」の 39 件（24.7 %）という順序で多く実施されていた。

一方で、政令指定都市部の保健所 60 ケ所では、「乳幼児健診時での集団指導」が 48 件（80.0 %）と最も多く、次に「パネルやポスターの展示、パンフレットの配布」が 38 件（63.3 %）、続いて「母親学級での集団指導」が 22 件（36.7 %）および「乳幼児健診での個別指導」が 21 件（35.0 %）とほぼ同数であった。

以上、小児事故防止事業の実施項目に関しては、主な活動として「乳幼児検診時での集団指導」が政令指定都市部の 8 割の保健所で実施されていたのに対し、都道府県部の保健所での実施は約 3 割であった。また、「パネルやポスターの展示、パンフレットの配布」は両者ともに約 6 割の保健所で実施されていた。その他の傾向として、「事故防止をテーマとしたイベント・講習会」が、全体の約 2 割で実施されていた。

3) 事業の実施対象

現在実施中の小児事故防止事業は、誰を対象に行っていますかという質問項目に対し、全体で 217 ケ所（都道府県部 157 ケ所、政令指定都市部 60 ケ所）の保健所より回答があった。（表 3）

全体の傾向は、複数回答で、「母親」のみを対象とした事業が 159 件（73.3 %）と最も多く、次に「母親と父親」対象が 72 件（33.2 %）、続いて「祖母または祖父」対象が 28 件（12.9 %）、「妊婦」対象が 26 件（12.0 %）という結果となった（以下表 3 参照）。

次に、都道府県部の保健所 157 ケ所で見ると、最も多いのは「母親」のみ対象の 111 件（70.7 %）、次いで「母親と父親」対象が 50 件（31.8 %）、そして「祖母または祖父」対象及び「保母」対象がともに 22 件（14.0 %）であった。

一方、政令指定都市部の保健所 60 ケ所では、「母親」のみ対象が 48 件（80.0 %）、「母親と父親」対象が 22 件（36.7 %）、そして「妊婦」対象が 16

件（26.7％）という順序になった。

以上、「母親」および「母親と父親」を主な対象として事業を実施している点で、政令指定都市部と都道府県部の保健所間に大きな違いは見られなかった。その他の傾向として、政令指定都市部の保健所で「妊婦」を対象とした事業が3割近く実施されていた。

4) 事業の媒体

2)の事業の実施項目の内容と一部重複するが、現在実施中の小児事故防止事業が「ある」と回答した218ヶ所の保健所に対し、具体的な事業媒体についての質問を行った。回答数は全体で208ヶ所（都道府県部150件、政令指定都市部58件）であった。（表4）

これも複数回答で、媒体のうち最も回答が多かったのは「パンフレット」で192件（92.3％）、次に「パネル」が53件（25.5％）、そして「ビデオ」が18件（8.7％）であった。

内訳を見ると、まず、都道府県部の保健所150ヶ所では、「パンフレット」が142件（94.7％）、「パネル」が26件（17.3％）、「ビデオ」が13件（8.7％）であった。

一方、政令指定都市部の保健所58ヶ所では、やはり「パンフレット」が50件（86.2％）と最も多く、続いて「パネル」が27件（46.6％）、「ビデオ」が5件（8.6％）であった。

以上、既に実施している小児事故防止事業の媒体としては、「パンフレット」が約9割と最も多く使用され、「パネル」がそれに続いていた。

5) 事業の指導者

現在実施中の小児事故防止事業は、誰が指導していますかという質問を行い、全体で215ヶ所（都道府県部156ヶ所、政令指定都市部59ヶ所）の保健所より回答を得た。（表5）

これも複数回答で、最も多かったのは「保健婦」の204件（94.9％）、次に「医師」が55件（25.6％）、そして「保健所以外の専門職」が31件（14.4％）という結果となった（以下表5参照）。

都道府県部の保健所156ヶ所で見ると、やはり「保健婦」が145件（92.9％）で最も多く、続いて「医師」が45件（28.8％）、「保健所以外の専門職」が26件（16.7％）という順序となった。

一方、政令指定都市部の保健所59ヶ所の内訳は、「保健婦」が59件（100.0％）で最も多く、次いで「医師」が10件（16.9％）、「助産婦」が8

件（13.6％）であった。

以上、全体的に「保健婦」がほとんど全ての小児事故防止事業に携わっていたが、これは保健婦主導で実施している場合と、医師と共に携わっている場合が窺えた。それ以外に、都道府県部の保健所で「医師」や「保健所以外の専門職」の活躍する割合が大きく、また、政令指定都市部の保健所では「助産婦」が中心となって活躍している割合が比較的大きかった。

6) 今後の事業予定

この質問項目では、現在実施中の小児事故防止に関する事業が「ある」保健所（Ⅰ）と、「ない」保健所（Ⅱ）とを区別して、今後の事業実施予定もしくは拡大予定について質問を行った。

まず、全体の結果について概観すると、（Ⅰ）と（Ⅱ）に回答した保健所は全部で492ヶ所、そのうち新たに実施予定、もしくは頻度増大の予定と答えた保健所が合計で26ヶ所（5.3％）、現在実施中で現状維持と答えたものが129ヶ所（26.2％）、現在も今後も予定がないものが220ヶ所（44.7％）、現在実施中で検討中が63ヶ所（12.8％）、現在未実施で検討中が49ヶ所（10.0％）、また、縮小を考えている保健所が5ヶ所（1.0％）という結果であった。

（Ⅰ）実施中の事業が「ある」の場合

現在、小児事故防止事業を実施中の保健所に対し、今後の事業拡大の予定について質問を設けたところ、214ヶ所（都道府県部156ヶ所、政令指定都市部58ヶ所）より回答を得た。（表6-1）

全体の結果は、「現状のまま」と答えた保健所129ヶ所（60.3％）に対し、「新たな事業を実施する予定」が7ヶ所（3.3％）また「頻度を増やす予定」が10ヶ所（4.7％）と今後の事業を予定している保健所は少なかった。また、「検討中」と答えた保健所が63ヶ所（29.4％）であった（以下表6参照）。

内訳別に見ると、都道府県部の保健所156ヶ所のうち、「現状のまま」が91ヶ所（58.3％）に対し、「新たな事業を展開する予定」が4ヶ所（2.6％）及び「頻度を増やす予定」が4ヶ所（2.6％）、また「検討中」が52ヶ所（33.3％）であった。

一方、政令指定都市部の保健所58ヶ所では、「現状のまま」が38ヶ所（65.5％）であるのに対し、「新たな事業を展開する予定」が3ヶ所（5.2％）及び「頻度を増やす予定」が6ヶ所（10.3％）、また「検討中」が11件（19.0％）であった。

以上、すでに何らかの小児事故防止事業を実施している保健所のうちでも、現状維持を考えている保健所の割合が大きく、今後の事業を計画している保健所はごく一部であった。政令指定都市部の方に、新たな事業を予定したり、事業の頻度を増やす予定の保健所が若干見られた。

(Ⅱ) 実施中の事業が「ない」の場合

同じく1)の質問項目で、現在実施している小児事故防止の事業が「ない」と回答した278ヶ所(都道府県部264ヶ所、政令指定都市部14ヶ所)の保健所に対し、今後の実施予定についての質問を行った。(表6-2)

その結果、全体で「実施する予定」と回答した保健所が8ヶ所(2.9%)だったのに対し、「予定なし」が220ヶ所(78.9%)と圧倒的に多く、また「検討中」と回答した保健所が49ヶ所(17.9%)であった。

都道府県部の保健所264ヶ所では、「実施する予定」が8ヶ所(3.0%)、「予定なし」が210ヶ所(79.5%)、「検討中」が46ヶ所(17.4%)であった。

一方、政令指定都市部の保健所14ヶ所では、「実施する予定」が1ヶ所(7.2%)、「予定なし」が3ヶ所(21.4%)、「検討中」が10ヶ所(71.4%)であった。

以上、現在実施中の小児事故防止事業が「ない」保健所においても、今後の事業実施を予定している件数は極めて少数という結果を得た。

7) 事業の必要性について

小児事故防止事業の有無に関する以上の質問項目以外に、保健所として小児事故防止対策(事業)を行う必要があると考えるかどうか、という意識問題に関しても質問を行った。これに対して全体で491ヶ所の保健所(都道府県部418ヶ所、政令指定都市部73ヶ所)が回答した。(表7)

全体を通して、小児事故防止対策を行う必要が「ある」と考える保健所が305ヶ所(62.1%)、「ない」というのが25ヶ所(5.1%)、「どちらとも言えない」が161ヶ所(32.8%)で、事業の必要性を認める保健所が約6割を占めた。

内訳にみると、都道府県部の保健所418ヶ所のうち、事業の必要性が「ある」と回答したのは242ヶ所(57.9%)、「ない」が22ヶ所(5.3%)、「どちらとも言えない」が154ヶ所(36.8%)で、全体の傾向とほぼ一致した。

一方、政令指定都市部の73ヶ所では、必要性

が「ある」と回答した保健所が63ヶ所(86.3%)、「ない」が3ヶ所(4.1%)、「どちらとも言えない」が7ヶ所(9.6%)という結果になり、事業の必要性は「ある」と考えた保健所が9割近くを占めていた。

以上、全体で6割、とくに政令指定都市部の保健所では9割が、小児事故防止事業の必要性を認めていた。必要性が「ない」と答えたのは全体でもごく少数であった。また、都道府県部で「どちらとも言えない」と答えた保健所が4割近くに達していた。

8) 事業実施の条件

小児事故防止事業を保健所が実施していく際に、その必要条件を問う質問に対し、全体で483ヶ所(都道府県部409ヶ所、政令指定都市部74ヶ所)の保健所が回答した。(表8)

これも複数回答で、選択項目のうち特に高い割合を示したのは、「事故防止指導マニュアル」が356件(73.7%)、「保健所職員の研修」が337件(69.8%)、「パンフレット、パネル及びビデオ等の媒体」が324件(67.1%)であった。また、小児事故防止に関する「これまでの研究情報」301件(62.3%)や地域ごとの研究情報291件(60.2%)についても、それぞれ6割前後の保健所が選択していた(以下表8参照)。

次に、都道府県部の保健所409ヶ所で見ると、最も回答が多かったのは、「事故防止指導マニュアル」で297件(72.6%)、続いて「保健所職員の研修」が282件(68.9%)、「パンフレット、パネル及びビデオ等の媒体」が268件(65.5%)という順序で、他の項目についても全体の傾向とほぼ一致していた。

一方、政令指定都市部の保健所74ヶ所に関しては、「事故防止指導マニュアル」が59件(79.7%)で最も多く、次に「パンフレット、パネル及びビデオ等の媒体」が56件(75.7%)、「保健所職員の研修」が55件(74.3%)という順序であった。

その他の結果について述べると、「国及び各自治体の予算」を選択したものが全体で272件(56.3%)、内訳は都道府県部の保健所が239件(58.4%)、政令指定都市部の保健所が33件(44.6%)と前者に多く見られた。また、「保健所職員の増員」が必要かどうかということに関しては、全体で124件(25.7%)、都道府県部で110件(26.9%)、政令都市部で14件(18.9%)の保健所が選

択したに止まった。

9) 保護者の要望

保健所で小児事故防止事業を実施して欲しいという、保護者からの要望があるかどうかに関する質問項目に対し、全体で 490 ケ所の保健所（都道府県部 418 ケ所、政令指定都市部 72 ケ所）から回答を得た。（表 9）

全体の結果は、保護者からの要望が「ある」という保健所が 82 ケ所（16.7 %）、「ない」が 263 ケ所（53.7 %）、「どちらとも言えない」が 145 ケ所（29.6 %）と、「ない」と回答した保健所が 5 割を越えた。

内訳ごとに見ると、まず、都道府県部の保健所 418 ケ所のうち、要望が「ある」と回答したのが 55 ケ所（13.2 %）、「ない」が 239 ケ所（57.2 %）、「どちらとも言えない」が 124 ケ所（29.7 %）で、保護者からの要望が「ない」と答えた保健所の割合が最も高かった。

次に、政令指定都市部の保健所 72 ケ所では、「ある」という回答が 27 ケ所（37.5 %）、「ない」が 24 ケ所（33.3 %）、「どちらとも言えない」が 21 ケ所（29.2 %）であった。保護者からの要望が「ある」という保健所の割合がわずかに上回った。

以上、小児事故防止事業に関する保護者からの要望は、都道府県部の保健所で「ない」という割合が 6 割近く、一方、政令指定都市部の保健所では、「ある」という割合が 4 割近くに達した。また、全体の 3 割近い保健所が「どちらとも言えない」という回答だった。

10) 支援機関の必要性

日本にも、全国ネットで小児事故防止に関する情報提供を行い、各地域における啓発活動を支援するための「小児事故防止センター」（仮称）が、現時点もしくは将来的に必要とされるかどうかに関する質問項目を設け、全体で 489 ケ所（都道府県部 415 ケ所、政令指定都市部 74 ケ所）の保健所から回答を得た（表 10）。

「小児事故防止センター」のモデルは、イギリスの Child Accident Prevention Trust (CAPT) やアメリカ CDC 内の National Center for Injury Prevention and Control (NCIP) のような、すでに事故に関する啓発活動や情報提供を実践しており、それなりの成果を積み上げている全国的な機関である。

この質問の結果は、小児事故防止活動の支援機

関が「必要である」と回答した保健所が全体で 321 ケ所（65.6 %）、また、「将来必要となるだろう」が 117 ケ所（23.9 %）と、「必要でない」と回答した 6 ケ所（1.2 %）を大きく上回った。

内訳別にみると、都道府県部 415 ケ所の保健所のうち、支援機関は「必要である」という回答が 268 ケ所（64.6 %）、「将来必要となるだろう」が 103 ケ所（24.8 %）で、「必要でない」は 5 ケ所（1.2 %）であった。

一方、政令指定都市部の保健所 74 ケ所において、支援機関は「必要である」と回答したのが 53 ケ所（71.6 %）、「将来必要となるだろう」が 14 ケ所（18.9 %）、「必要でない」という保健所は 1 ケ所（1.4 %）であった。

以上、「必要である」及び「将来必要となるだろう」と回答した保健所を合わせると、全体で約 9 割の保健所が小児事故防止活動を支援する機関の必要性を認めていた。

11) 支援機関への要望

10) の内容に関連し、「小児事故防止センター」が実現した際には、具体的な支援内容として何を期待するかについての質問を行い、全体で 487 ケ所の保健所（都道府県部 414 ケ所、政令指定都市部 73 ケ所）から回答を得た。（表 11）

複数回答による結果、最も選択が多かったのは「保健所等への小児事故防止に関する情報提供」の 442 件（90.8 %）、次に「健康教育や講演での指導者派遣および媒体援助」が 369 件（75.8 %）、そして「地域ごとの事故防止に関する研究及びアドバイス」が 347 件（71.3 %）であった。また、「保健所職員の研修」を選択した保健所も 295 件（60.6 %）に達した（以下表 12 参照）。

内訳別に見ると、まず、都道府県部の保健所で最も回答の多かったのが「保健所等への情報提供」で 371 件（89.6 %）、次に「指導者派遣や媒体援助」で 317 件（76.6 %）、そして「研究およびアドバイス」が 297 件（71.7 %）、「職員の研修」が 247 件（59.7 %）であった。

一方、政令指定都市部の保健所では、「保健所等への情報提供」が 71 件（97.3 %）と最も多く、続いて「指導者派遣や媒体援助」が 52 件（71.2 %）、「研究およびアドバイス」が 50 件（68.5 %）、「職員の研修」が 48 件（65.8 %）という順序であった。

以上、「小児事故防止センター」実現の際には、指導者の派遣や指導媒体の提供なども含め、情報

提供の機関としての役割を期待する回答が最も多かった。また、職員の研修期間として期待する向きも少なくなく、概して欧米の小児事故防止活動に関わる専門機関に相当する役割が求められるであろうことが示唆された。

D. 考察

欧米やオセアニアの先進各国においては、すでに十年以上前から国レベルでの小児事故防止対策が積み重ねられているのに対し、わが国では、この問題に対する社会的認識自体があまり高いとは言えなかった。これには、彼我の家屋の構造も含めた生活スタイルの違いや、伝統的な育児観の違いなどが作用してきたことも考えられる。

しかし、平成9年度厚生省心身障害研究：「乳幼児死亡の防止に関する研究」（主任研究者 田中哲郎）で、約15,000件に及ぶ事故症例が全国から収集され、分析された結果、漸くわが国においても、小児事故の客観的な状況が明らかになった。したがって、今後この問題に対し、わが国がどのような対応をしていくべきかは、調査結果に基づく客観的数値を念頭に判断されるべきであろう。

我々としては、これまでに得た膨大な事故症例の分析結果に基づいて、わが国の現状に即した小児事故防止の指導方法や啓発方法を開発し、指導や啓発活動の全国展開に向けて準備しておくことが現在の課題である。その為には、各地域において小児事故防止の指導及び啓発活動の媒体となる機関が必要であり、しかも母子保健に関係する組織でなくてはならない。

そうした組織や機関として考えられるのは全国の小児科病院、保育所、幼稚園そして保健所等であるが、今回はその中でも保健所に着目し、小児事故防止活動の地域拠点としての可能性について検討を行った。主な調査内容は、最初の研究目的で述べたように、保健所における小児事故防止事業の現状と今後の展望、そして実施の際の必要条件についてである。

また、小児事故防止活動に関する地域保護者からの要望があるかどうか、保健所自体がそれを事業として行う必要性を感じているかどうか、という点からも質問項目を設け、検討を行った。そして最後に、英米における専門機関の活動をモデルに、事故に関する最新情報や教材等を提供するための支援機関の必要性についても意見の収集を行った。

E. 結論

本研究の調査結果を簡潔に纏めると以下のようなになる。まず、①保健所における小児事故防止事業は、都道府県部で4割弱、政令指定都市部では8割を越える保健所において、主として「乳幼児検診時での集団指導」という形で実施されていた。事業の主な対象は「母親」および「母親と父親」で、全体の9割以上が「保健婦」の指導の下に「パンフレット」を媒体として実施されていた。

次に、②今後の小児事故防止事業の展望であるが、すでに調査時点で何らかの事業を実施している保健所でも、また実施中の事業がない保健所でも、現状維持を考えている保健所の割合が大きく、今後の事業を計画している保健所はごく少数であった。ただし、全体で6割、とくに政令指定都市部の保健所では9割が、小児事故防止事業の必要性を認めていた。保護者から保健所への要望については、都道府県部で「ない」という割合が6割近く、一方、政令指定都市部の保健所では、「ある」という割合が4割近くに達した。

最後に、③保健所で実施する際の必要条件として、全体の約7割の保健所が「事故防止指導マニュアル」等の媒体や「保健所職員の研修」について選択していた。また、「小児事故防止センター」等の支援機関に関しては、全体の約9割の保健所がその必要性を認めており、そうした機関に期待する役割として最も多かったのが、事故情報の提供、指導者の派遣、指導媒体の提供等であった。

なお、1997年以降、1歳6か月児健診や3歳児健診等の基本的な母子保健サービスが、都道府県から市町村に一元化され、都道府県部の保健所においては、母子保健関係の事業自体を既に実施していないところもある。今回の調査結果において、政令指定都市部の保健所に比べ都道府県部の保健所で、小児事故防止事業の実施状況が少なかったり、その必要性を認めていなかった回答が多く見られた原因として、以上のような背景を考慮しておく必要がある。

参照文献

中村富江 1998 子どもの事故予防活動ー保健婦の活動から 保健婦雑誌 54 巻 8 号, 659-662
 野尻孝子・由良早苗他 1996 保健所における小児の事故防止活動の展開 小児科診療 59 巻 10 号, 1625-1634
 梶山純一・高橋理恵他 1992 乳幼児の事故の実態と保健所の役割 東京都衛生局学会誌 88 号, 44-45
 清水美登里・梅田 勝他 1992 小児の事故防止のための保健指導の試みー保健所における健診の場を利用して 日本医事新報 3566 号, 48-53
 原田美江子 1998 なぜ公衆衛生で事故予防に取り組むか 公衆衛生 62 巻 4 号, 252-254
 田中哲郎 1998 小児の事故予防 公衆衛生 62 巻 4 号, 255-259

田中修子・熊瀬川光子他 1990 地域における乳幼児の事故とその防止対策に関する検討ー東京都内 2 地区における 1 歳 6 ヶ月児の調査から 東京都衛生局学会誌 84 号, 24-25
 大日向雅美 1988 母性の研究ーその形成と変容の過程：伝統的母性観への反証 川島書店
 鈴木庄亮・久道茂 1986 シンプル衛生公衆衛生学 南江堂
 ハンドブック教育・保育・福祉編集委員会 1995 ハンドブック教育・保育・福祉 北大路書房
 厚生省児童家庭局母子保健課 1997 わが国の母子保健 母子保健事業団
 母子衛生研究会 1995 母子保健行政法令・通知集 母子保健事業団

(表 1) 事業の実施状況

上段：件数 下段：%	合計	あり	なし
合計	496 100.0	218 44.0	278 56.0
都道府県	422 100.0	158 37.4	264 62.6
政令指定 都 市	74 100.0	60 81.1	14 18.9

(表 4) 事業の媒体

上段：件数 下段：%	合計	パンフレット	パネル	ビデオ	その他
合計	208 100.0	192 92.3	53 25.5	18 8.7	52 25.0
都道府県	150 100.0	142 94.7	26 17.3	13 8.7	40 26.7
政令指定 都 市	58 100.0	50 86.2	27 46.6	5 8.6	12 20.7

(表 2) 事業の実施項目

上段：件数 下段：%	合計	母親学級		乳幼児健診		イベントや 講習会	健康教育 両親以外	パンフレット その他	その他
		集団指導	個別指導	集団指導	個別指導				
合計	218 100.0	43 19.7	6 2.8	87 39.9	70 32.1	43 19.7	27 12.4	128 58.7	80 36.7
都道府県	158 100.0	21 13.3	3 1.9	39 24.7	49 31.0	30 19.0	22 13.9	90 57.0	60 38.0
政令指定 都 市	60 100.0	22 36.7	3 5.0	48 80.0	21 35.0	13 21.7	5 8.3	38 63.3	20 33.3

(表 3) 事業の実施対象

上段：件数 下段：%	合計	妊婦	妊婦と夫	母親	母親と 父親	祖母又は 祖父	保母	その他
合計	216 100.0	26 12.0	16 7.4	158 73.1	72 33.3	28 13.0	24 11.1	43 19.9
都道府県	156 100.0	10 6.4	9 5.8	110 70.5	50 32.1	22 14.1	22 14.1	35 22.4
政令指定 都 市	60 100.0	16 26.7	7 11.7	48 80.0	22 36.7	6 10.0	2 3.3	8 13.3

(表 5) 事業の指導者

上段：件数 下段：%	合計	医師	保健婦	助産婦	看護婦	事務	保健所外 の専門職	その他
合計	215 100.0	55 25.6	204 94.9	14 6.5	7 3.3	2 0.9	31 14.4	16 7.4
都道府県	156 100.0	45 28.8	145 92.9	6 3.8	4 2.6	2 1.3	26 16.7	11 7.1
政令指定 都 市	59 100.0	10 16.9	59 100.0	8 13.6	3 5.1	0 0.0	5 8.5	5 8.5

(表6-1) 今後の事業予定 I

上段：件数 下段：%	合計	新規に 実施	頻度を 増やす	検討中	現状 維持	縮小
合 計	214 100.0	7 3.3	10 4.7	63 29.4	129 60.3	5 2.3
都道府県	156 100.0	4 2.6	4 2.6	52 33.3	91 58.3	5 3.2
政令指定 都 市	58 100.0	3 5.2	6 10.3	11 19.0	38 65.5	0 0.0

(表6-2) 今後の事業予定 II

上段：件数 下段：%	合計	実施の 予定	検討中	予定なし
合 計	279 100.0	8 2.9	52 18.6	219 78.5
都道府県	265 100.0	7 2.6	48 18.1	210 79.2
政令指定 都 市	14 100.0	1 7.1	4 28.6	9 64.3

(表7) 事業の必要性

上段：件数 下段：%	合計	ある	ない	どちらとも 言えない
合 計	491 100.0	305 62.1	25 5.1	161 32.8
都道府県	418 100.0	242 57.9	22 5.3	154 36.8
政令指定 都 市	73 100.0	63 86.3	3 4.1	7 9.6

(表8) 事業実施の条件

上段：件数 下段：%	合計	職員の 増員	職員の 研修	予算	パンフレット 等の媒体	指導 マニュアル	研究情報	地域の 研究情報	その他
合 計	483 100.0	124 25.7	337 69.8	272 56.3	324 67.1	356 73.7	301 62.3	291 60.2	31 6.4
都道府県	409 100.0	110 26.9	282 68.9	239 58.4	268 65.5	297 72.6	254 62.1	249 60.9	27 6.6
政令指定 都 市	74 100.0	14 18.9	55 74.3	33 44.6	56 75.7	59 79.7	47 63.5	42 56.8	4 5.4

(表9) 保護者の要望

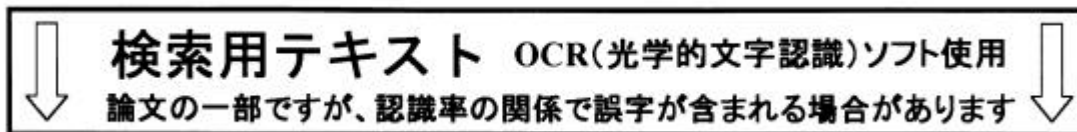
上段：件数 下段：%	合計	ある	ない	どちらとも 言えない
合 計	490 100.0	82 16.7	263 53.7	145 29.6
都道府県	418 100.0	55 13.2	239 57.2	124 29.7
政令指定 都 市	72 100.0	27 37.5	24 33.3	21 29.2

(表10) 支援機関の必要性

上段：件数 下段：%	合計	必要	将来必要	必要ない	どちらとも 言えない	イベントや 講習会
合 計	489 100.0	321 65.6	117 23.9	6 1.2	41 8.4	4 0.8
都道府県	415 100.0	268 64.6	103 24.8	5 1.2	35 8.4	4 1.0
政令指定 都 市	74 100.0	53 71.6	14 18.9	1 1.4	6 8.1	0 0.0

(表11) 支援機関への要望

上段：件数 下段：%	合計	小児事故防 止情報一般	地域毎の アドバイス	海外の事故 防止情報	指導者派遣 媒体援助	ケースカン ファレンス	職員の研修	その他
合 計	487 100.0	442 90.8	347 71.3	220 45.2	369 75.8	158 32.4	295 60.6	34 7.0
都道府県	414 100.0	371 89.6	297 71.7	175 42.3	317 76.6	133 32.1	247 59.7	25 6.0
政令指定 都 市	73 100.0	71 97.3	50 68.5	45 61.6	52 71.2	25 34.2	48 65.8	9 12.3



研究要旨:小児事故防止教育及び啓発活動の全国展開を考える上で、各地域における活動拠点として保健所の可能性について検討した。主な調査内容は、全国の保健所における小児事故防止事業の現状、今後の小児事故防止事業の展望、小児事故防止事業を実施する為の必要条件、の3点である。調査は、全国の支所を除く660ヶ所の保健所に調査用紙を配布して実施し、全部で496ヶ所(都道府県部422ヶ所、政令指定都市部74ヶ所)から回答を得ることができた。調査の結果、小児事故防止事業は・都道府県部で4割弱、政令指定都市部では8割を超える保健所で、主に乳幼児検診時での指導という形で実施されていた。事業の主な対象は母親で、指導者の9割以上が保健婦であった。今後の展望に関しては、新たに小児事故防止事業を計画している保健所は少数であったが、全体で約6割の保健所が事業の必要性については認めていた。小児事故防止事業実施の必要条件として、指導マニュアルや職員の研修を挙げる保健所が多く、「小児事故防止センター」等の支援機関の必要性に関しても、全体の7割以上の保健所が事故情報の提供、指導者の派遣、指導媒体の提供等を期待していた。